

# 特定非営利活動法人全国消防職員退職者等・災害支援員による支えあいネットワーク定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国消防職員退職者等・災害等支援員による支えあいネットワークという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県入間郡毛呂山町岩井東2丁目15番地15神山マンション105号室に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保548番地1に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、地域住民に対し、互いに支えあえる社会を構築することで、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) (1)から(8)までに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 大規模災害等の災害現場における災害支援員等の派遣事業
  - ② 高齢者及び障害者等を対象とした買い物等の生活支援及び通院等によるドア to ドアによる送迎サービス事業

- ③ 空家等家屋の管理（植木・雑草等）、遊休土地の管理及び生前整理並びに遺品等整理事業
  - ④ 一般廃棄物収集運搬事業
  - ⑤ 防火対象物における防火管理等の支援事業
  - ⑥ 危険物施設設置者への設備等の助言事業
  - ⑦ 防火対象物設置者への消防用設備等の技術的な助言業務
  - ⑧ 危険物取扱者、消防設備士及び宅地建物取引士等の資格取得試験準備対策支援事業
  - ⑨ 学童保育の運営事業
  - ⑩ 子供食堂の運営、管理及び委託事業
  - ⑪ 地域消防・防災訓練等の指導及び相談並びに自主防災組織への助言事業
  - ⑫ 前各号に附帯又は関係する一切の事業
- (2) その他の事業
- ① 各種講演会、医療相談会等の実施及び講習会等講師派遣事業
  - ② 各種チャリティーバザー等の企画及び開催事業
- 2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由ない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。
  - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
  - 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

- 第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
  - 3 役員は、再任されることができる。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

- 第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

- 第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

#### 第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールその他の方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者又は表決委任者の場合にあつてはその数を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも10日前までに通知しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理及び区分)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 串 田 健 次  
副理事長 小 室 貴 史

副理事長	森	田	浩	之
副理事長	小	野	善	輝
理事	神	山	和	之
理事	芳	賀	佳	之
理事	上	條	吉	人
理事	新	井	直	己
理事	宮	崎	實	
理事	大	河	原	万次
理事	加	藤	篤	
理事	岡	野	茂	男
理事	菊	田	浩	
理事	成	貞	邦	昌
理事	吉	岡	康	明
監事	金	子	茂	雄

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和5年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- ① 入会金 1,000円
- ② 年会費 2,000円

(2) 賛助会員

(個人)

- ① 入会金 1,000円
- ② 年会費 2,000円

(3) 賛助会員

(法人)

- ① 入会金 5,000円
- ② 年会費 5,000円

## 役員名簿

特定非営利活動法人 全国消防職員退職者  
等・災害支援員による支えあいネットワーク

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	串田健次		有
理事	小室貴史		有
理事	森田浩之		有
理事	小野善輝		有
理事	神山和之		有
理事	芳賀佳之		無
理事	上條吉人		無
理事	新井直己		無
理事	宮崎 實		無
理事	大河原万次		無
理事	加藤 篤		無
理事	岡野茂男		無
理事	菊田 浩		無
理事	成貞邦昌		無
理事	吉岡康明		無
監事	金子茂雄		無

# 設 立 趣 旨 書

## 1 趣 旨

特定非営利活動法人 全国消防職員退職者等・災害支援員による支えあいネットワークの設立趣旨については、地球温暖化による気象条件等の変化によると思われる、今までにない災害が全国各地で毎年のように発生し、線状降雨帯による局地的な集中豪雨並びに大型な台風被害等による堤防の決壊による大規模な水害、更には地滑り、土石流及び土砂崩れ等の発生など、我国において予測困難な自然災害が頻発しております。また東日本大地震、熊本地震等により甚大な被害が発生し、正に未曾有の災害でもありました。

我々消防退職者等は、現職時はこれらの災害現場においては、災害派遣隊として第一線業務として、幾度も災害現場に赴き住民の生命・身体・財産を守ることを使命としてきました。また退職後においても、任意な団体であります。岡山県倉敷市真備町等の水害現場にボランティアとして活動してきましてが、前述のとおり頻発する災害に現職当時に培った経験を活かし、災害時の支援員として微力ながらこれらの災害現場を経験した者として、災害に遭われた人に手を差し伸べられることが必要であると考えました。

私達は公務員として、地域の人に支えられそして守られ、今日があります。これからは地域の人達のために手を差し伸べ恩返しをすることが責務であるとも考えております。

消防職員は、ご承知のとおり消防業務、救急業務、危険物及び防火対象物等の消防設備業務並びに消防水利の維持管理等、多岐に渡り業務しておりました。今後のNPO活動については、これらの業務経験を活かして、特定非営利活動法人全国消防職員退職者等・災害支援員による支えあいネットワークを設立して、平常時には空家の管理、耕作放棄地の管理及び高齢者等の日常的な買い物依頼並びに通院等の送迎業務等が高齢者等の生活の利便性の確保と生活の一部の支えとなるよう地域活動を行い、若者には、危険物、消防設備士、宅地建物取引士等の資格取得に向けた講習会の実施、医療関係者による各種講演会並びに医療相談会等を実施し、社会貢献活動として事業を展開していきたいと考えております。

## 2 申請に至るまでの経緯

本全国消防退職者等・災害支援員による支えあいネットワークの申請に至るまでの経緯と名称の由来としては、消防は「消防組織法」により市町村がその任務を負うことが規定されており、自衛隊及び警察組織と比べ、国家の危機的状況を想定した退職後の予備任用制度もありません。よって退職後は各々の職種に再就職しますが、現役職員には負けない強靱な体力をもった消防OBもおり、災害現場を数々経験し現職を退いた職員の中には、地域への貢献をしていきたいと考える職員も全国には沢山いるものと推察し

ます。この様な思いで、この法人設立後は全国の退職職員等に周知し、ワンチームで纏まれる全国組織を目指し、事業を拡大するため、NPO 法人化の検討を始め令和3年4月頃より各機関に相談し、要件等を確認した上で、団体内部の勉強会を重ね、令和3年4月より準備会を実施し、令和3年6月25日に設立総会を開催し、ここに特定非営利活動法人全国消防職員退職者等・災害支援員による支えあいネットワークを設立申請する運びとなりました。

また、新型コロナウイルスにより、県内では、蔓延防止措置期間から非常事態宣言が発出され、県内企業及び事業者の皆様も景気の先行きにも不安を感じていると推察します。このデルタ株により県内でも感染者が急激に伸びており、自宅療養者も一万人をこえる正に危機的状況であり、本申請にも時間を要しているのが現状であります。

本法人設立の趣旨からして、消防職員限定の組織では、その発展も望めないことから、本法人設立には広く人材を集め役員及び会員等においても、埼玉県災害医療コーディネーターに委嘱された現職医師を始め看護師、獣医師、行政職員退職者、一級建築士、一級土木施工管理技士、防衛省事務官退職者、消防職員では、現職時指揮監督権を有していた消防長、消防署長、更には救急救命士及び救助隊員等の職員退職者、建設会社、不動産会社経営、主婦、会社員等、今後継続的な事業を展開し、団体としての運営を強化するためにも、NPO 法人化は不可欠と考え広く人材を集めました。

令和3年9月1日

特定非営利活動法人 全国消防職員退職者等・災害支援員  
による支えあいネットワーク

設立代表者

氏 名 串 田 健 次

## 令和3年度 事業計画書

特定非営利活動法人全国消防職員退職者等・災害支援員による支えあいネットワーク

### 1 事業実施の方針

地域住民に対し日常生活で互いに支え合える活動を行い、安寧した社会を創造する。

### 2 事業の実施に関する事項（成立の日 ～令和4年 3月31日）

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
大規模災害等の災害現場における災害支援員等の派遣事業	災害現場での後方支援、復興支援等	未定	未定	3	関東及びその周辺	5 30
空室等家屋の管理及び遊休土地の除草（植木、剪定及び雑草刈り取り）	遊休地の除草	随時	毛呂山町内	5	毛呂山町民	5 50
	植木の手入れ	随時	毛呂山町内	10	毛呂山町民	5 40
子供食堂の運営、管理及び委託事業	子供食堂の運営	12月から	従たる事務所	8	毛呂山町民	40 28

#### (2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込み額 (千円)

## 令和4年度 事業計画書

特定非営利活動法人全国消防職員退職者  
等・災害支援員による支えあいネットワ  
ーク

### 1 事業実施の方針

地域住民に対し日常生活で互いに支え合える活動を行い、安寧した社会を創造する。

### 2 事業の実施に関する事項（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数		支出見 込み額 (千円)
大規模災害等の災害現場における災害支援員等の派遣事業	災害現場での後方支援、復興支援等	未定	未定	5	国内	5	50
高齢者等を対象とした買い物等の生活支援及び通院等によるドアtoドアによる送迎サービス事業	買物支援	通年	毛呂山町内	1	毛呂山町民	10	30
	通院送迎サービス						
空家等の管理（植木・雑草等）遊休地の管理及び生前整理並びに遺品等整理事業	遊休地の除草	通年	毛呂山町内	3	毛呂山町民	5	160
	植木、雑木の伐採	随時	毛呂山町内	3	毛呂山町民	5	260
	生前整理・遺品整理	随時	毛呂山町周辺	5	周辺市町民	5	220
一般廃棄物収集運搬事業	不用品整理・回収・廃棄	随時	毛呂山町周辺	5	周辺市町民	5	220
防火対象物における防火管理等の支援事業		随時	毛呂山町周辺	1	防火対象物設置者		50
危険物施設設置者への設備等の助言事業		随時	毛呂山町周辺	1	危険物施設設置者		25

防火対象物設置者への消防用設備等の技術的な助言事業		随時	毛呂山町周辺	1	防火対象物設置者		25
危険物取扱者及び消防設備士等の資格取得試験準備対策支援事業	危険物取扱者・消防設備士試験準備講習会	年3回	未定	3	地域住民	30	156
学童保育の運営事業		通年	未定	4	毛呂山町民		100
子供食堂の運営、管理及び委託事業	子供食堂の運営	月1回	従たる事務所	2	毛呂山町民	100	84
地域消防・防災訓練等の指導及び相談並びに自主防災組織への助言事業	地域消防の訓練指導	通年	毛呂山町m地周辺	3	地域住民	200	60
前各号に付帯又は関係する一切の事業							

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)	
各種講演、医療相談会等の実施及び講習会等講師派遣事業	医療相談会・講演会	年2回	未定	3	地域住民	20	160
	講習会	通年	未定	2	地域住民	150	60
各種チャリティーバザー等の企画及び開催事業	バザー開催	未定	未定	5	地域住民	500	30

## 令和3年度活動予算書

成立の日から令和4年3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)

全国消防職員退職者等・災害支援  
員による支えあいネットワーク

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
i 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	40,000		
賛助会員受取会費	25,000		65,000
2 受取寄附金			
	20,000		20,000
3 受取助成金等			
4 事業収益			
大規模災害等の災害現場における災害支援員等の派遣事業	0		
空家等家屋の管理（植木・雑草等の手入れ）及び遊休土地の管理事業	100,000		
子供食堂の運営、管理及び委託事業	4,000		104,000
5 その他の収益			
入会金（正会員）	20,000		
入会金（賛助会員）	25,000		45,000
受取利息	1,000		1,000
経常収益（A）	235,000		235,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金			
遊休地の除草	40,000		
植木の手入れ	40,000		
子供食堂調理	16,000		
人件費計	96,000		96,000
(2) その他の経費			
災害現場での後方支援等	30,000		30,000
燃料代、消耗品費	10,000		
子供食堂食材	12,000		
その他の経費計	52,000		52,000
事業費計	148,000		148,000
2 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		0
(2) その他の経費			

その他の経費計	0		0
管理費計	0		0
経常費用計 (B)	148,000		148,000
当期経常増減額 (A - B)	87,000		87,000
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計 (C)	0		0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計 (D)	0		0
経理区分振替額 (E)	0		0
①当期正味財産増減額 (A-B+C-D+E)	87,000		87,000
②設立時繰越正味財産額			
次期繰越財産額 (①+②)	87,000		87,000

## 令和4年度活動予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)

全国消防職員退職者等・災害支援員  
による支えあいネットワーク

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係 る事業	その他の事業	合 計
i 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	120,000		
賛助会員受取会費	50,000		170,000
2 受取寄附金			
	50,000		50,000
3 受取助成金等			
	0		0
4 事業収益			
大規模災害等の災害現場における 災害支援員等の派遣事業	0		
高齢者等を対象とした買い物等の 生活支援及び高齢者等によるド アtoドアによる送迎サービス事業	50,000		
空家等家屋の管理（植木・雑草 等）及び遊休土地の管理及び生前 整理並びに遺品整理事業	550,000		
一般廃棄物収集運搬事業	250,000		
防火対象物における防火管理等の 支援事業	25,000		
危険物施設設置者への設備等の助 言事業	25,000		
防火対象物設置者への消防用設備 等の技術的な助言事業	25,000		
危険物取扱者及び消防設備士の資 格取得試験準備対策事業	180,000		
子供食堂の運営、管理及び委託事 業	12,000		
地域消防・防災訓練等の指導及び 相談並びに自主防災組織への助言 事業	50,000		
前各号に付帯又は関係する一切の 事業	30,000		1,197,000
5 その他の収益			
入会金（正会員）	40,000		
入会金（賛助会員）	25,000		
各種講演、講習会等講師派遣事 業		50,000	
医師相談会		100,000	

各種チャリティーバザー等の企画及び開催事業 受取利息	1,000	100,000	315,000
経常収益 (A)	1,483,000	250,000	1,733,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬 (人件費)	25,000		
臨時雇賃金			
買い物支援	30,000		
遊休地の除草	120,000		
植木等の管理	120,000		
生前整理・遺品整理	120,000		
一般廃棄物収集運搬事業	120,000		
防火対象物防火管理支援	25,000		
危険物施設設置者への助言	25,000		
防火対象物設置者への消防設備等の技術的な支援	25,000		
子供食堂調理	48,000		
訓練指導・助言	60,000		
謝金	90,000		
食糧費	6,000		
医療相談会・講演会		120,000	
講習会		60,000	
バザー企画		30,000	
人件費計	814,000	210,000	1,024,000
(2) その他の経費			
災害現場での後方支援等	50,000		
燃料代、消耗品費	30,000		
生前整理・遺品整理	100,000		
一般廃棄物収集運搬	200,000		
保険料	50,000		
学童保育所開所準備 (資格取得等)	100,000		
賃借料 (講習会)	60,000		
賃借料 (相談会)		40,000	
子供食堂食材	36,000		
その他の経費計	626,000	40,000	666,000
事業費計	1,440,000	250,000	1,690,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬 (管理費)	25,000		
人件費計	25,000		25,000
(2) その他の経費			
会議費	20,000		
家賃	50,000		
その他の経費計	70,000		
管理費計	95,000		95,000
経常費用計 (B)	1,535,000	250,000	1,785,000
当期経常増減額 (A - B)	-52,000	0	-52,000
III 経常外収益	0		0
経常外収益計 (C)	0		0

IV 経常外費用		
経常外費用計 (D)	0	0
経理区分振替額 (E)	0	0
①当期正味財産増減額 (A-B+C-D+E)	-52,000	-52,000
②前期繰越正味財産額	87,000	87,000
次期繰越財産額 (①+②)	35,000	35,000